

大店立地専門家会議（2023.3.23）

議 事

日 時 :	2023年3月23日（木） 14:00～15:11	
会 場 :	札幌市役所本庁舎 18階 第二常任委員会会議室	
出席者 :	委員5名	今野座長、宮川委員、高橋委員、阿賀委員、福田委員
	審査担当課7名	交 通：荒木総合交通計画部交通施設担当課長、土田係長、岡係員 騒 音：長尾環境対策課騒音対策担当係長、中岸係員 廃棄物：金盛事業廃棄物課一般廃棄物係長、吉村係員
	事務局	高橋商業・経営支援課長、牛嶋商業・経営支援課商業振興係長 林商業振興係員
	傍聴者	2名
	配布資料	会議次第・出席予定者名簿・配席図・届出書・別紙
事務局（課長）	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより、今年度第2回目の大店立地法専門家会議を開催いたします。</p> <p>私は、事務局の札幌市経済観光局商業・経営支援課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、お忙しい中をご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>なお、本日は鈴木委員と金委員が所用のため欠席となっておりますが、在任委員の過半数の出席がございますので、専門家会議規則に基づき、本日の会議は有効に成立することを申し添えます。</p> <p>それでは、本日の審議に入らせていただきます。</p> <p>本日の審議案件は、スーパーセンタートライアル新発寒店の新設届1件でございます。</p> <p>なお、本施設の設置者である株式会社トライアルカンパニー成長戦略本部出店政策室室長の戸松様、東北ブロック担当の飯野様にご出席いただいておりますことを申し添えます。</p> <p>それでは、以降の進行につきましては、今野座長にお願いいたします。</p> <p>座長、よろしくお願いいたします。</p>	
今野座長	<p>それでは、スーパーセンタートライアル新発寒店の審議を行いたいと思います。</p> <p>本件につきましては、住民からの意見が出ていると伺っておりますので、事務局より届出の概要説明及び住民からの意見について説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>	
事務局	<p>事務局の商業・経営支援課商業振興係の林と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から、届出の概要についてご説明いたします。</p> <p>届出書の1枚目をご覧ください。</p> <p>届出日は令和4年10月4日、設置者は株式会社トライアルカンパニー、所在地は手稲区発寒1条1丁目1118番外にあります。</p> <p>詳細は、配置図等というインデックスを貼ってありますので、そちらを1枚めくっていただきまして、右下に7ページと記載しているものをご覧ください。</p>	

真ん中の太枠で囲まれた1区画となっております、対象区画の南西側が鉄鋼団地通、南東側が追分通に面しております。

2枚めくっていただきまして、9ページをご覧ください。

こちらは施設配置図となっておりますが、建設予定地の上部に店舗部分、左側、下側に駐車場が建設予定となっております。

荷さばき施設は2か所ありまして、資料右上の荷さばき施設①と書かれているものと、その二つ下の荷さばき施設②と書かれているものを合わせて185平米あります。

廃棄物等保管施設も、荷さばき施設の近くに2か所ありまして、廃棄物等保管施設①と書かれているものと、廃棄物等保管施設②と書かれているものを合わせて36立米ございます。

資料をお戻りいただきまして、最初の届出書をご覧ください。

新設予定日、資料の真ん中の3、大規模小売店舗の新設をする日に記載のとおり、令和5年6月5日、店舗面積は、その下の4に記載のとおり、2,127平米となっております。

資料の裏面ですが、6、大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項ということで、(1)営業時間につきましては24時間、(2)来客が駐車場を利用することができる時間も24時間、(4)荷さばきを行うことができる時間も24時間となっております。

続きましては、各部門の概要についてご説明いたします。

初めに、交通関係についてご説明いたします。

交通関係と貼られているインデックスのところから1ページめくっていただきまして、11ページをご覧ください。

①必要駐車台数の算出についてですが、地区の区分は其他地区、第1種住居地域となっております、大店立地法の指針で定める計算式に基づくと、Fに記載がありますとおり、必要駐車台数は70台となります。

これに対して、裏面12ページの②駐車場収容台数の検証にありますとおり、届出台数は72台となっており、指針による必要駐車台数を上回っております。また、届出台数のほかに従業員用駐車場として143台分の駐車場が確保されており、混雑時には来客駐車場としての利用も可能となっております。

続きまして、14ページをご覧ください。

2、方向別自動車台数の設定についてご説明いたします。

①来店者の分布範囲については、店舗を中心とする半径5キロと設定しています。また、⑤方向別ピーク時自動車来店台数の設定に記載がありますとおり、来客自動車台数のピーク時合計は101台となっております。

続きまして、15ページをご覧ください。

3、出入口設定の検証、②出入口の数及び位置の検討の表をご覧ください。

出入口①から出入口③の入庫処理能力は1時間当たり450台となっており、いずれも入庫台数を大きく上回っております。

続きまして、駐輪場についてご説明いたしますので、18ページをご覧ください。

1、駐輪場の計画にありますとおり、札幌市の条例に基づく必要駐輪台数48台に対し、届出台数は必要台数を上回る50台となっております。

次に、2、荷さばき施設の計画をご覧ください。

荷さばき施設は、冒頭でもご説明いたしましたが、2か所で185平米用意されています。

荷さばき車両用の待機スペースは設置されていませんが、計画的な搬出入計画により、荷さばき車両が集中しないよう配慮する旨、記載されております。

次に、19ページをご覧ください。

5、関係機関事前協議等での指摘事項と対応策に関する事項をご覧ください。

北海道警察本部及び手稲警察署からは、①誘導経路に問題ないことを了承いただいた上で、②出入口に看板を設置し、出入口位置が分かるようにすること、③側道側出入口側道での逆走の防止を図ることの指摘を受け、②、③について看板を設置することで了承を得ているとのことでした。

続きまして、騒音関係についてご説明いたします。

騒音関係のインデックスを貼ってあるところから3枚ほどめくっていただきまして、30ページをご覧ください。

昼間の等価騒音レベルの予測地点は、大店立地法に定める指針の考え方から、店舗周囲にAからCの3か所が設定されております。また、夜間の等価騒音レベルの予測値についても、aからcの3か所が記載されております。

続きまして、2枚戻りまして、26ページをご覧ください。

こちらには、先ほどご覧いただいた昼間及び夜間の予測地点における平均的な等価騒音レベルの予測結果が記載されております。

上から三つ目の表の評価に記載のとおり、昼間及び夜間の予測結果が環境基準を満たす結果となっております。

続きまして、27ページをご覧ください。

こちらには、夜間における騒音レベルの最大値の予測結果が記載されております。

初めに、敷地境界における予測結果につきましては、空調機、来客自動車走行音、ドア開閉音で基準値を超えておりました。

続きまして、直近住居において再予測を行ったところ、来客自動車走行音、ドア開閉音で基準値を超えました。

最後の表で、遮音壁設置による直近住居において再度予測を行ったところ、基準値を満たす結果となっております。

続きまして、裏面の28ページをご覧ください。

騒音対策等の計画につきまして、荷さばき作業では、屋内の荷さばきスペースで行い、騒音の低減に努めることとしております。また、営業宣伝活動において、外部スピーカーは使用せず、騒音発生施設である冷暖房機の大半は、住居がない建物北側及び東側に配置するとともに、低騒音型の機材を設置する旨、記載されております。そのほか、駐車場内の来客自動車の走行速度を夜間は10キロ以下にするとともに、駐車場出入口や駐車場内

	<p>に減速走行の表示看板等により周知を行う旨、記載されております。</p> <p>続きまして、廃棄物関係についてご説明させていただきます。</p> <p>廃棄物関係のインデックスが貼ってあるところから1枚めくっていただきまして、32ページをご覧ください。</p> <p>こちらでは、廃棄物保管施設について、必要な容量を算出するための廃棄物等の予測結果及びその算出根拠が示されております。</p> <p>指針の計算式に基づいて算出した結果、表の右下にあるとおり、小売店舗からの排出予測量は合計で9.90立米となっております。</p> <p>これに対し、34ページの二つ目の白丸の(1)廃棄物の保管場所をご覧くださいと、廃棄物保管施設の容積が12立米、(2)再利用対象物保管施設の容積は24立米ありまして、これらを合わせると36立米となります。そのため、先ほどの排出予測量9.90立米を上回る容量が確保されているところです。</p> <p>届出の概要については以上となりますが、今野座長からお話がありましたとおり、本件については、法第8条第2項に基づく住民意見が出されております。</p> <p>本日配付いたしました資料の大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づく意見というタイトルの資料が、今回、住民の方から出された意見となっております。</p> <p>その一枚下の法第8条第2項に基づく意見と設置者回答についてという資料をご覧ください。</p> <p>こちらは、住民意見を分野ごとに整理したものになるのですけれども、今回につきましては、設置者から事前に回答をいただいておりますので、右側に回答を追記してございます。</p> <p>こちらの資料を基にご説明させていただきますが、全部で16項目の意見が出されておりました、交通に関するものが2項目、騒音に関するものが2項目、廃棄物に関するものが1項目、その他指針に示されているものが9項目、その他指針外のものが2項目となっております。</p> <p>詳細の意見内容につきましては、各分野の審議の際にご説明させていただきます。</p> <p>事務局からは以上となります。</p>
<p>今野座長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に基づき、ご質問または審査に当たっての留意事項がございましたら、各委員からの発言をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、施設の設置、運営に関わる事項につきましては設置者からご回答をいただきまして、札幌市としての考え方につきましては市の各審査担当からご回答をお願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">(「なし」と発言する者あり)</p> <p>それでは、交通、騒音、廃棄物の順番で審議を行います。よろしく願いいたします。</p> <p>まず、交通の審議に入りますが、事務局から住民意見の説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局(課長)</p>	<p>住民意見についてご説明させていただきます。</p> <p>交通分野につきましては、2項目の意見が出ております。</p>

	<p>まず一つ目については、出店地の付近は道路幅が狭く、また小学校に近く、通学路はスクールゾーンになっており、交通量も約2.5倍に増加すると想定しており、交通事故防止に対する方策を検討することとの意見です。</p> <p>続いて、二つ目は、設置者は、地域の生活道路において歩行者の夜間通行に支障を来すおそれがある場合は、適切な夜間照明設備などの配慮を行うこととの意見でございます。</p> <p>これに対する設置者の回答につきましては、ご覧のとおりとなっております。</p> <p>事務局から以上でございます。</p>
今野座長	<p>ただいま事務局から説明のありました住民意見に対する設置者の回答について、トライアルカンパニーから補足の説明等はございますでしょうか。</p>
設置者	<p>トライアルカンパニーの戸松でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>こちらに回答させていただいたとおり、対象部はスクールゾーンになっていないですが、なっていないからといって何も努力しないというわけではございませんで、オープンセール中は混雑が予想されますので、しっかり警備員を配置します。その後の状況を見まして、まだ必要だとなった場合は、こちらも継続、または、季節的に客数が上がる時期についても、そこは別途考えて警備員の配置を検討しております。</p> <p>以上です。</p>
今野座長	<p>なお、交通分野につきましては、本日欠席されております鈴木委員から事前に質問と確認事項が出されておりますが、まず、出席されている委員の皆様からご質問あるいは審議に当たっての留意事項などのご発言をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。</p> <p>(「なし」と発言する者あり)</p> <p>それではまず、鈴木委員の件を事務局からお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、鈴木委員の質問及び確認事項についてご説明いたします。</p> <p>お手元にあります鈴木委員からの質問及び確認事項という資料をご覧ください。</p> <p>交通分野につきましては、3項目となっております。</p> <p>まず、一つ目は、①出入口②の入出庫について。</p> <p>出入口②の流出部分は左折のみとする理解でよいか。また、実際には駐車位置によって右折する車両もあると思われる。交通量等も勘案し、シミュレーションもされているが、問題はないかとのことです。</p> <p>続いて、二つ目は、②身体障がい者用駐車ますについて。</p> <p>身体障がい者用駐車ますは2台設置されていて、基準は満たしていると思うが、近年、利用対象ではない車両での利用が課題となっており、対策として何か考えているものがあるれば確認させていただきたい。また、問題なく設計されていると思うが、身体障がい者用駐車ますと店舗間のバリアフリーについて確認させていただきたいとのことです。</p> <p>最後の三つ目は、駐車場の取扱いについて。</p> <p>転回スペースは、サイン等で明確に区別するのか、また、図に示された場所1台分という理解でよいか。</p> <p>続きまして、駐車場のうちの43台分を冬季堆雪スペースとしているが、来客者用と従業員用の駐車ますが不足することはないと考えてよいのか。</p>

	<p>続きまして、除雪スペースに堆雪しますが、多雪時や混雑時には排雪を行うことにより必要な駐車台数を確保するとあるが、排雪のめどとして、指針上の70台を常に確保できるように運用を行うという理解でよいか。</p> <p>最後に、混雑時は、排雪であるため、時間帯ではなく繁忙期という理解でよいのか、また、除雪の時間帯、営業時間との関係を確認させてほしいとのことでございます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
今野座長	<p>ありがとうございます。</p> <p>委員の皆様からは後で質問を受け付けるということにいたしまして、ただいまの鈴木委員の事前質問等につきまして設置者からご回答をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
設置者	<p>まず、出入口②の入出庫という部分につきましては、出入口②というところは、左折のみのお客様が大半と思われましても、右折する車両もあるというところにつきましては、同様の出店店舗の実数でしたり、そのような交通量を考えてシミュレーションを行っておりますので、問題ないと思っています。ただ、もしオープン後に問題が発生するようでしたら、そこは、随時、対策を講じていこうと思っております。</p> <p>障がい者用の駐車スペースというところにつきましては、2台設置しております。もちろん基準内ということですが、当社は北区に屯田店という店がございます、そこは大体同じ建物面積、駐車場台数なのですけれども、そちらの実例を調べてシミュレーションをして、2台で十分に大丈夫だろうと考えております。</p> <p>そこで、当社としましても、一般のお客様が止められるということで正直困っている部分もあるのですけれども、店舗内の放送であったり、道路面に表示をしたり、従業員のご案内という形で対策を講じて、屯田店では問題がなく進めておりますので、新発寒店におきましても同様の対策を講じていきたいと思っております。</p> <p>また、バリアフリーにつきましては、当社、駐車場から店舗入り口、風除室に至るまでフラットの構造になっておりますので、大きな段差がない状態となっております。また、入り口のお客様用トイレには多機能トイレを設置してございまして、身体のご不自由なお客様でも便利に快適に使っていただけるような考慮をして建物を建築、設計しております。</p> <p>あとは、駐車場の取扱いということで、回転スペースはこちらに書かれているとおり1台分ということと、43台分を冬季対策スペースというところなのですけれども、ここも一番近い屯田店でシミュレーションをしております、そこで問題が発生してないので、現状はこれで大丈夫であろうというところで届出をしております。</p> <p>ただ、堆雪スペースは、その年によって雪の降り方に変化があるところも予想されますので、そこは、随時、その年の降雪量によって対応を考えてやっていきたいと思っております。</p> <p>除雪スペースに堆雪しますが、雪が多いときや混雑時につきましても、降り方によりまして除雪、排雪の頻度を高め、70台以上は必ず確保するように運営を行ってまいります。</p> <p>その次ですが、混雑時は、排雪であるため、時間帯ではなく繁忙期という理解でよいのかというのは、そのとおりでして、繁忙期という理解でよろしいかと思っております。</p>

	<p>また、除雪の時間帯につきましては、なるべく、地域住民の寝ている時間であったり、生活上不都合が起きない時間に行うということで他店舗でも行っておりますので、同様に考慮して、地域住民の皆様にご考慮しながら決定し、除雪、排雪を行いたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
今野座長	<p>ただいまの設置者の回答に基づき、委員の皆様からご意見等はございますでしょうか。</p>
福田委員	<p>ご説明をありがとうございました。</p> <p>鈴木委員からのご意見に対して、身体障がい者用駐車場から店内までの部分はバリアフリーになっているというご説明いただいたのですが、特に車椅子利用者の方ですと、やはり、降雪時とか雨が降っている際は、傘を差すことがなかなか難しいので、できれば屋根があるような工夫などをしていただければと思います。なかなか難しい点もあると思いますが、今後、同じような機会があれば検討していただきたいという点が一つです。</p> <p>そして、雪が降った場合には、店舗までのちょっとした距離だと思うのですが、その際にはきちんと除雪をして対応していただくということが必要になると思いますので、ぜひご対応をよろしく願いいたします。</p>
今野座長	<p>その他、鈴木委員からの質問の回答以外の部分でも結構ですので、交通全体についてご質問、ご意見はございますでしょうか。</p>
宮川委員	<p>交通の観点からですが、今回、ピーク時の駐車台数が101台と想定されている中で、設置台数72台となっていて、上回る部分については、従業員の駐車場を利用することになっていきますけれども、143台ある中でのどの辺りを使うということは、運用上、検討されていますでしょうか。</p>
設置者	<p>店舗運営上は、従業員の駐車スペースの中で、店舗から一番遠い部分から停めるという運用がされております。また、台数につきましても、24時間を大体3交替ぐらいで回すのですが、その中で、日々、従業員が駐車場を使う台数は多くても30台から40台ぐらいに収まっている状況で、余力的には十分ありますので、従業員分の駐車場を使っても必要台数を割り込むようなことはないと思っておりますし、近隣の店舗においてもそういう困った問題が出ておりませんので、大丈夫かと思っております。</p>
宮川委員	<p>もう一つ、細かい点で、20ページの配置図に従業員用駐車場は181台と小さい文字で記載されていますが、こちらは143台の誤植という理解でよろしいでしょうか。</p>
設置者	<p>そうです。申し訳ございません。届出をさせていただいたのが正しい台数でして、こちらは修正して別途提出させていただきます。届出台数が正しい台数でございます。</p>
宮川委員	<p>もう一つ、細かい点で恐縮ですが、13ページの表中の駐車場内外の自動車の通路、幅員というところで、図3の配置図のとおりとなっていますけれども、こちらは図4を示しているということでしょうか。</p>
設置者	<p>図4の配置図です。こちらを訂正させていただきます。申し訳ございません。</p>
宮川委員	<p>それから、駐輪場のことなのですが、出入口からの動線はどのような形で案内、また表示がされているのかを教えてください。</p>
設置者	<p>出入口の壁面に駐輪場という表示と、下の画面の床面に駐輪のデザインを施すという方</p>

	式を考えています。
宮川委員	それは、出入口の3か所ともそういう形になるのですか。
設置者	車の出入口という意味ですね。 車の出入口から駐輪場への誘導及び表示物というのは、今のところ予定していません。
宮川委員	そういうところは想定されていないということですか。
設置者	はい。
今野座長	ほかはよろしいでしょうか。 (「なし」と発言する者あり) 素人の私から感想ですが、数日前にこの辺を見に行ったときに、近くに小学校があるということもあって、私が行ったのは4時くらいだったので下校時でしょうか、小学生のグループが四、五組くらいいましたので、出入口の警備や誘導については注意してほしいというのが率直なところですよ。 また、この辺りは比較的新しい家も多く、恐らく小学生、中学生のお子さんをお持ちのご家庭が多いかと思しますので、その辺りも考慮して警備、誘導をしていただければと思います。 この辺りは、よろしいですか。
設置者	義務として、交通弱者と言われるお年寄りや年少者を保護するということが最優先で誘導及び警備を行ってまいりたいと思っております。
今野座長	ありがとうございました。 それでは、交通の審議を終えまして、続いて、騒音の審議に入ります。 まず、事務局から、住民意見の説明をお願いしたいと思います。
事務局	それでは、住民意見の騒音分野についてご説明いたします。 騒音分野につきましては、2項目の意見が出ております。 まず、一つ目は、24時間営業により、深夜・早朝時の駐車場内での排気ガス、騒音の発生は、夜間の閑静な住宅地にとって極めて不快なものである。設置者の計画概要で駐車場周辺に排気ガス、騒音を軽減する措置として遮音壁を設置するとしているが、出店後にその効果の改善が必要な場合は、関係住民の意見を聞き取り、対策を講じることとの意見です。 続いて、二つ目は、店舗設備機器は、近隣住宅側に低騒音型換気扇を設置し、騒音に係る環境基準を守るとしているが、低周波騒音は距離により減衰しにくい特徴があり、建物の振動や不快感、圧迫感で健康被害のおそれがあり、高齢者や病弱者の所帯があるので、設置位置の変更を行うこととの意見です。 こちらに対する設置者の回答につきましては、ご覧のとおりとなっております。 事務局からは以上でございます。
今野座長	ただいま事務局から説明のありました住民意見に対する設置者の回答について、トライアルカンパニー様から補足説明はございますでしょうか。
設置者	こちらに書かれているとおり、車を前向きで停めることによって、かなりの量の騒音が防げるということもございまして、そこに対しては看板を設置し、また店舗内においても

	考慮いただけるような掲示物をしていきたいと思っております。
今野座長	<p>ありがとうございます。</p> <p>なお、騒音分野につきましても鈴木委員から事前質問等が出されておりますが、まずは出席されている委員の皆様から、ご質問あるいは審査に当たっての留意事項などご発言をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>まず、確認したいことですが、先ほど、その大店法にのっとって予測地点A、B、C、a、b、c、A'、B'等を決めているというご説明がありましたが、どういう理由でA、B、Cを決めたのかというその考え方を確認させていただきたいと思えます。</p>
設置者	<p>こちらにつきましては、当社といたしましては、市の定める基準にのっとって適地を選択してというところになりますので、基準の詳しいところについては専門的なお答えができないものですから、そこは札幌市のほうから、もしくは、持ち帰らせていただいて、後日、設定地につきましてご回答させていただく形にさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。</p>
今野座長	<p>担当課のほうで何か説明等はございますでしょうか。</p>
騒音担当	<p>環境対策課長尾と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>設置者様から事前相談があった際に我々のほうで聞いていたものとしては、それぞれの敷地境界等で、変動騒音、固定の騒音が最も影響の大きくなる地点を設定して予測をしたというふうにお伺いしております。</p> <p>以上です。</p>
高橋委員	<p>A、B、Cの地点という考え方は分かりました。</p> <p>また、事業者さんから、基本的には環境基準なり騒音規制法などを基に、多分、大店立地法もそれを基に地点を決めているのだと思えます。</p> <p>そうなったときに、今回の予測においては、全地点について地上から1.2メートルと設定されているのですけれども、どういう理由によってそう決めているのかというところも確認させていただければと思えます。</p>
設置者	<p>一番の騒音の音源としては自動車が発する騒音が一番大きいところを勘案しまして、発生する音源を基に1.2メートルという基準値を設けています。走行音、エンジン音がありますが、1.2メートルという基準は、影響が大きい車の騒音を考慮して測定しているという状況です。</p>
高橋委員	<p>分かりましたけれども、今回の騒音の発生源としては、自動車の移動発生源のほか、固定発生源として、1階部分なり屋上部分なりに機器が設置されていると思えますが、音源が高くなる部分もあるかと思うのですけれども、そちらについては何らかの考慮はされているということですか。その1.2メートルに対してはです。</p> <p>逆に、高いところであれば、低い位置というのは距離が長くなりますので、単純に考えるとレベル的には小さくなるのではないかとも思えます。</p>
設置者	<p>この1.2メートルという高いところの基準値における対応でカバーできると思っております。この1.2メートルという高いところの基準値における対応でカバーできると思っております。実際に運用をした後、もし問題が発生したら、改善の措置は取りたいと思っております。</p>

高橋委員	<p>分かりました。</p> <p>もう一点、同じく高さ1.2メートルについてですけれども、何もない状況であれば、今、事業者さんが説明されたとおり、1.2メートルが一番大きいというのは何となく分かるのですが、ここに防音壁をつけるわけですね。防音壁をつけると、回り込みによって音が小さくなるのです、低い位置というのは。でも、高い位置というのは、その回り込みがないので、直に音が抜けるわけです。</p> <p>そうすると、この図から言うと、2.2メートルの防音壁と、自動車の音源と、例えば住宅の2階部分の関係を見たときに、直に見通せないのかとか、物理的にどういう流れになっているのかということをやちゃんと検証した上で1.2メートルが一番大きな点になるというふうに決められたのかというところを確認したいのです。</p>
設置者	<p>他店舗での実例に基づいて会社内で検証が行われていると思うのですが、その計測方向とか実際にやった詳しい内容については、今、手元に持っておりませんので、回り込みの被害というところも当社の担当部署に確認させていただいて、後日、お答えさせていただくという形でよろしいでしょうか。</p>
高橋委員	<p>それでいいですけれども、ちゃんと計算した上で1.2メートルが一番大きいレベルでしたよという理解でいいということでしょうか。</p>
設置者	<p>そうですね。最大の音源が発生するところを勘案しての位置設定になっております。ただ、今、委員がおっしゃるとおり、専門的な部分については即答できませんので、専門の……。</p>
高橋委員	<p>それであれば、今言ったように、例えばA'の縦方向の1.2メートルなり、3.5メートルなりというところのレベルを後で示していただければという理解でよろしいのですね。</p>
設置者	<p>縦方向で1.2メートルより高い部分を測定すべきというご意見ですね。</p>
高橋委員	<p>測定というか、予測というか、札幌市さんに先に聞きますか。</p>
今野座長	<p>担当課からお願いいたします。</p>
騒音担当	<p>審査上は、国の指針に基づいて審査をしておりますので、国から出されている指針ですと、記載の内容としましては、高層住宅が隣接するような場合においては遮音壁の効果が及ばないということで、そういった場合については、かなり上のほうで予測地点を設けることが望ましいという記載がございます。</p> <p>今回に関しては、高層住居とは言えず、どちらかというとも低層住居が隣接しているという状況ですので、指針に書いてあることについては同じケースであるという判断をしていなくて、予測の評価については、我々のほうで問題ないことを確認させていただいている状況です。</p>
高橋委員	<p>追い込むようで申し訳ないですけれども、大店立地法の中に、地上1.2メートルから1.5メートルだったのでしょうか、ちょっと忘れましたが、という高さが書いてある根拠は何ですか。根拠なり考え方なりでいいです。</p>
騒音担当	<p>指針には数値の根拠までは記載がないと認識しております。</p>
高橋委員	<p>先ほど事業者さんが言ったように、大店立地法の騒音の部分については、多分、環境基準なり騒音規制法なりの考え方に沿った予測、評価が求められていると私は理解していま</p>

す。

今の環境基準とか騒音規制法の中では、騒音の地点はどう決めるのだという議論の中では、基本的な考え方としては、騒音の影響を一番受ける地点で測りましょうということになっています。昔は地上1.5メートルとか1.2メートルとかだったのですけれども、最近の考え方はそうではなくて、影響を一番受ける地点で測りましょうという考え方になっていると思います。そして、それに沿った評価法なり測定法なり、JISにもちゃんと書かれていると思うのですけれども、そのようになっていると思いますので、今回は、事業者さんがおっしゃられたとおり、どの地点が一番影響を受けるのかということをしかり決めて予測しないと、今後、これが何か問題になって、札幌市さんで測ってくださいとなったときに、札幌市さんはどの位置で測りますかという問題になってくるのです。

環境をやっている人であれば、防音壁の下では絶対に測らないですよ。やはり影響のあるところを選びます。例えば、家屋であれば、生活面からの1.2メートルとか1.5メートルで、普通の住宅であれば1階、2階で、2階にも子ども部屋があるでしょうし、寝るといふこともあると思うので、やはり1階、2階はどちらも生活面と考えると、先ほどの建物と防音壁と音源の関係を考えると、絶対に上のほうが高いよねということになりますし、私が相談を受けたら、ここは上で測ったほうがいいですという回答になってしまうと思います。要するに、今後、そういった問題が起きたときに、事前には下でしか評価していませんというのは、後々厳しいことになるのではないかと思います。

今、事業者さんで上のほうをちゃんとやってくれるということなので、できればそこを一度確認させていただきたいと思っています。

私のほうからどうこうしろと言う権利はないと思いますけれども、委員として騒音を見てくれと言われている立場上、こういうふうにならざるを得ないと思っています。

さらに言いますと、そこまではやる必要はないのですけれども、先ほど、駐車は前向きにしてということでした。これは、住宅または住宅に近いところの話をしているのだと思いますけれども、住宅からエンジン音が離れる形で駐車をしますというイメージだと思うのですが、我々、騒音の関係をやっている者からすると、トライアルさんの壁がどういうものか分からないのですけれども、ここの建物が、こちらに防音壁が二、何メートルあるよりさらに高いものがこちらにあるのです。そうすると、今度はこちらからの反射音がどうなるのかということもすごく気になります。

そこまでやれとはなかなか言えないですけれども、基本的には受ける側からその音源がどう見えるのかによって音をしっかりと評価しないと駄目ではないかと思っています。それは、基本的な大店立地法についてもそうでしょうし、環境基準なり騒音規制法なりという考え方から予測、評価をする必要があるのではないかと思います。

非常に大きな話で申し訳ないのですけれども専門の立場として見た感じではその辺が非常に気になったところがございます。

今野座長

設置者から何かありますか。

設置者

基準数値と実態のところですれが発生して、ご迷惑をかけているという状況は保持せずに、改善の対応を考えていきたいと思っております。数値をクリアしているからいいとい

	う考えではございませんので、実際にオープンして実はこうだったというところに関しては、騒音にかかわらず、ほかの環境面については改善させていただきたいと考えております。
今野座長	高橋委員、今の回答でよろしいでしょうか。
高橋委員	いいですけども、先ほど言いましたように、後々、何かあったときに、自分を守るわけではないですが、ちゃんとした専門家会議がある中で、ちょっとおかしいのではないかとわれかねないですから、実際に問題になったら、どこで測って、どこで評価しなければならないかということを考えた上で予測すべきではないかと思います。その辺は、もう一回、ちゃんと考えていただければと思っています。
今野座長	ほかはよろしいでしょうか。 (「なし」と発言する者あり) それでは、今回欠席されている鈴木委員から事前質問と確認事項等がございますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。
事務局	改めて、鈴木委員からの質問及び確認事項という資料をご覧ください。 騒音分野につきましては、1項目出てございます。 ④店舗右上の遮音壁について。 店舗右上に遮音壁とあるが、西側の住宅に沿って南端部まで設置されるという理解でよいか、また、高さ、形状・色調、圧迫感などを感じるものではないのかなども確認させていただきたいとのことでございます。 以上でございます。
今野座長	ただいまの説明について、設置者からご回答をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
設置者	こちらに書かれているように、南端部まで設置をさせていただきます。 また、高さ、形状・色調も、圧迫感を感じるような派手なものにせず、通常、当社で使用しております遮音壁の設置を考えております。 以上です。
今野座長	ありがとうございます。 ただいまの回答に基づきまして、委員の皆様からご意見等はございますでしょうか。 私から遮音壁についてですが、住宅がこのようにありますけれども、南側のクドウさんのご自宅とホシさんのご自宅は、かなり圧迫感があるのかなと思いました。 この辺りについて、クドウさんあるいはホシさんのお宅に、遮音壁がこんな感じできますという説明等を事前になされているものなのでしょうか。
設置者	近隣住民、隣接地のお宅には、戸別に訪問して説明をさせていただいております。
今野座長	それで、了解は得られているということですか。
設置者	はい、その認識でおります。
今野座長	分かりました。
高橋委員	1点、低周波音の住民意見があったと思うのですが、低周波音はすごく難しい問題なので、基本的には出ている、出ていないとか、多分、これは測ってもどうにもならな

	<p>いものだと思います。事業者さんはちゃんと対応していただけるということですが、低周波音の一番の問題というのは、いかに丁寧に対応するかということだと思います。また、見えている、見えていないによって感情的に違うということもあります。事業者さんのほうで考慮していただけるということですが、ぜひ、そこは真摯に、丁寧に対応していただければ大変助かります。非常に難しい問題で、事業者さんも大変お困りだと思いますけれども、そこはぜひよろしく願いいたします。</p>
今野座長	<p>ほかはよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、騒音関係につきましては以上とさせていただきます。</p> <p>続きまして、廃棄物の審議に入りたいと思いますが、まず、事務局から住民意見の説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>廃棄物分野の住民意見のご説明をいたします。</p> <p>廃棄物分野につきましては、1項目の意見が出てございます。</p> <p>駐車場や店舗から住宅地に飛来するごみや周辺道路での車から来店者などの出すごみを回収し、清掃を行っていただきたいとの意見でございます。</p> <p>こちらに対する設置者の回答につきましては、ご覧のとおりとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
今野座長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明のありました住民意見に対する設置者の回答について、トライアルカンパニー様から補足の説明等はございますでしょうか。</p>
設置者	<p>ごみの処理に関しては、店舗の定例業務の中で、駐車場について、これは店内も含みますけれども、その中で定期的に行うということと、従業員が常に巡回しておりますので、発見したものについては速やかに廃棄をしていくという考えでおります。</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、出席されている委員の皆様からご質問あるいは審査に当たっての留意事項等がございましたらご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
阿賀委員	<p>この件に関しては、どちらかといえば来客されるお客さんのマナーによるところが大きいです。特にオープンセールなどでは警備員さんも配置されるということでしたので、可能であれば、マナー違反のお客さんなどがいましたら、警備員さんにはその辺も目を配っていただいて注意喚起を行うなど、必要な対応を取っていただければと思います。</p>
今野座長	<p>ほかにはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、最後に、交通、騒音、廃棄物以外でも住民意見が出ておりますので、事務局からこの辺りの説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、その他の意見につきましてご説明させていただきます。</p> <p>ナンバー6からナンバー14までが指針に定められているその他意見、ナンバー15とナンバー16が指針に定められていないその他意見となっております。</p> <p>ナンバー6とナンバー7は、開店後の適切な対応に関するものでございまして、ナンバ</p>

一6、最小限の対策ではなく、最大限の企業努力と誠意を持ち、問題が発生した場合に速やかに対応できる窓口を設けること。ナンバー7、設置者は、近隣住民に迷惑をかけない対策に万全を期し、地域環境を推進している地区町内会に対する協力も積極的に取り組んでいただきたいとの意見です。

ナンバー8、防災対策への協力に関するもので、広大な敷地を有する施設であり、設置者は災害時の避難場所として地域住民に駐車場敷地の一部使用など、必要な協力を行うよう取り組んでいただきたいとの意見です。

ナンバー9、まち並みづくりなどへの配慮等に関するもので、24時間営業のため、夜間、特に深夜においては野外照明や広告照明並びに来客者のライトなどが周辺住民に当たり居住者に悪影響を与えることのないよう、照明の配置や方向、駐車位置に配慮することとの意見です。

続きまして、資料の裏面に移りまして、ナンバー10、深夜営業による店舗駐車場の解放は、青少年を中心とした集結などにより引き起こす防犯上の問題を起こさぬよう、警察署や学校と連携し、警備員を配置して治安維持に努めていただきたい。また、深夜の酒、たばこの販売は、青少年の育成を阻害し、空き缶、たばこのポイ捨てなどを招く原因ともなり、特に夜間の販売自粛を要望するとの意見です。

ナンバー11、駐車場など夜間の犯罪が危惧される場所は、防犯カメラ、防犯灯の設置や警備員の常駐などの防犯対策を行い、治安維持に徹していただきたいとの意見です。

ナンバー12、地域振興に向けた各種取組や行事などに対し積極的に貢献し、地域コミュニティの重要な一員としての責任と自覚、長期的な視野で地域に根づいた活動姿勢を持っていただきたいとの意見です。

ナンバー13、出店地敷地の除草、伐開などを適時行い、隣接住宅地の生活環境保持に配慮することとの意見です。

ナンバー14、新たに設置する遮音壁により、隣接住宅地は冬季の暴風雪で吹きだまりが増加すると予想されるので、開店後に改善が必要な場合は、関係住民の意見を聞き取り、対策を講じることとの意見です。

ナンバー15、当地は札幌市浸水ハザードマップにおいて浸水区域に想定されており、過去に大雨で下水が排水し切れず地盤の低い住宅街にあふれる被害が発生している。出店地は周辺住宅地より高く盛土造成され浸水被害の助長が懸念されるので、公共下水道への流入接続先は被害が増大しないよう計画を再考することとの意見です。

最後のナンバー16、新たに設置する雨水排水施設は、隣接住宅地の現況を考慮し、段差が生じて転倒や転落など不都合が生じないよう計画すること。また、排水溝・ますの堆積土砂除去など維持管理を徹底し、出店地から流出する雨水排水による浸水被害の原因とならぬよう努めることとの意見でございます。

これらに対する設置者の回答につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上でございます。

今野座長

ただいま事務局から説明のありました住民意見に対する設置者の回答について、トライアルカンパニー様から補足の説明等がございますでしょうか。

設置者	<p>こちらに記入されているとおりになりますが、問題が発生した場合は、真摯に住民の方の意見を聞き、改善を検討していくというところと、ここに書かれています防犯面のご心配が、どうしても当社は24時間営業ということで多い意見として上がってきております。これは、逆に人が24時間常駐しておりますし、必ず店長もしくは代理のマネージャーが夜間においても常駐している形になりますので、防犯対策という目が行き届くという面で、トライアルの店舗において、夜間の大きな犯罪行為、たむろ、たまり場、また暴走行為などはほぼない状態になっております。あった場合は、即、警察と連携しまして、治安維持を図っていくという考えでおります。</p> <p>また、環境面で除草、伐採というご要望がありましたが、現状の店舗でも年3回の除草を定期的実施しておりますけれども、自然物でございますので、その状況に応じて数を増減して環境が悪くならないように、店の義務としてしっかり環境を維持していきたいと思っております。</p> <p>そのほかは、こちらに書かれているとおりの回答になります。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様からご質問等はございますでしょうか。</p>
福田委員	<p>まち並みづくりなどへの配慮等というところで、駐車場周囲には低木の植栽などを行い景観に配慮しますと記載があるのですが、9ページ等の配置図で言うと具体的にどのようなところになるのか分からないのです。グレーで示されているところなのかなという印象ですが、計画はどのような形なのでしょう。</p>
設置者	<p>このグレーのところだというふうに、ほかの店舗の状況を見てそう思うのですが、こちらは、設計した者、また関係部署に確認してお答えさせていただきます。もし私の答えが間違っていたらいけませんので、どこに設置されているかということは回答させていただきます。</p>
福田委員	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>追分通を結構通るのですが、殺風景なイメージがあるので、ちょっとでもいいからグリーンの部分があるとすごくいいなと思っております。よろしく願いいたします。</p>
今野座長	<p>ほかにはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、騒音、廃棄物も含めた全体の審議を終えたいと思いますけれども、今回、委員からの質問や近隣住民からの意見に対して、設置者からは非常に好意的、協力的な回答があったのかなと思っております。6月のオープン以降、何か問題が生じた際は、可能な限り近隣住民に寄り添う形で真摯に対応いただければと思います。先ほど申し上げましたように、小学校も近いので、生徒の登下校時の問題については特に気をつけてほしいと思っております。</p> <p>それでは、今回、各分野において、委員の皆様から様々な意見をいただきました。本件の審議結果としましては、市として法8条第4項に基づく届出を変更すべき意見はなしとすることが適切と思われるのですが、異議ございませんでしょうか。</p>

	<p>(「異議なし」と発言する者あり)</p> <p>では、専門家会議としては、意見なしとすることが適当であると判断いたします。</p> <p>本日の審議は以上となります。</p> <p>進行を事務局に戻します。よろしく願いいたします。</p>
事務局（課長）	<p>今野座長、ありがとうございました。</p> <p>専門家会議の中で特に高橋委員から出ました件につきましては、設置者からも、いま一度、検討をするというお話が出てまいりましたので、それにつきましては私どものほうでも確認させていただきたいと思います。</p> <p>ただ、先ほど審査担当からあったように、どこまでのものであれば予測の結果を市の意見に反映できるかということも改めて確認させていただきたいと思います。もちろん、大店立地法上の問題ということになりましたら、私ども札幌市の最終的な意思決定に反映させていただきたいと思ひますし、大店立地法上の問題はないということでありましたら、今野座長からお話がありましたとおり、設置者からも、事故など問題が生じた場合については対策を取っていただけるということになっておりますので、その辺を強くお願いしていきたいと考えております。</p>
高橋委員	<p>すみません。一言よろしいですか。</p> <p>今、おっしゃってもらったとおりで構わないのですけれども、一つ確認だけを取りたかったのです。</p> <p>先ほど言った縦方向について、数値は出していただけるということでもいいのですね。</p>
設置者	<p>その件については、持ち帰りまして、基本的には、もし問題が発生したときには改善の措置をするという方向で行きたいのですが、事前にその測定をして届出をするかどうかは、札幌市のほうとも協議をさせていただいて、また、社内の専門部署とも相談させていただいて、お答えをさせていただきたいと思ひます。</p>
高橋委員	<p>では、今回、私が言った意見というのは議事録か何かに残るということでよろしいでしょうか。</p>
事務局（課長）	<p>もちろん、議事録として残ります。</p>
高橋委員	<p>でも、先ほど事業者さんのほうから対応をしますよという回答を得たと私は思っていたのですけれども、そうではなかったということなのでしょうか。</p>
設置者	<p>ご要望として、測定してほしいという……</p>
高橋委員	<p>測定ではないです。ごめんなさい、予測でいいのですけれども、私が言ったのは、実際に問題が起きたときに測定するとなったら、その高いポイントになりますよね、だったら、その予測が必要なのではないのですかということなのです。</p> <p>要するに、事前の審査のときと実際にできたときの対応のポイントが変わってくる可能性があるのだけれども、それは事業者さんとして大丈夫なのですかということ、事業者さんのほうで予測なり何なりは、申し訳ないですが、簡単ですからすぐにできますので、対応してもらえと思ったのです。</p> <p>私は、審査云々にかかわらず、縦方向の数値なりを出していただけると思っていたのですけれども、そうではないということなのでしょうか。</p>

設置者	<p>予測については、私は専門ではございませんので、すぐできるものでしたらなるべくやりたいと思っておりますが、ちょっとそこはお時間等をいただきたいなと思います。</p>
高橋委員	<p>分かりました。 札幌市さんのほうともお話をさせていただきます。</p>
今野座長	<p>よろしいでしょうか。 後ほど、札幌市と連絡、調整をいただくということをお願いいたします。</p>
事務局（課長）	<p>それでは、以上で本日の専門家会議を終了とさせていただきます。 どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">（了）</p>